

—寝屋川市景観計画に基づく届出制度—

平成 22 年 9 月 1 日から
景観計画区域（寝屋川市全域）での
大規模建築物等の建築行為等には届
出が必要です。

本市では、景観法を活用しよりよい景観づくりを推進するため平成 22 年 4 月 1 日に「寝屋川市景観条例」を施行し、同年 5 月 30 日「景観行政団体」となりました。

これにより、市の特性を活かした良好な景観形成に必要な規制を誘導するため、「寝屋川市景観基本計画」及び、「寝屋川市景観計画」を策定しました。

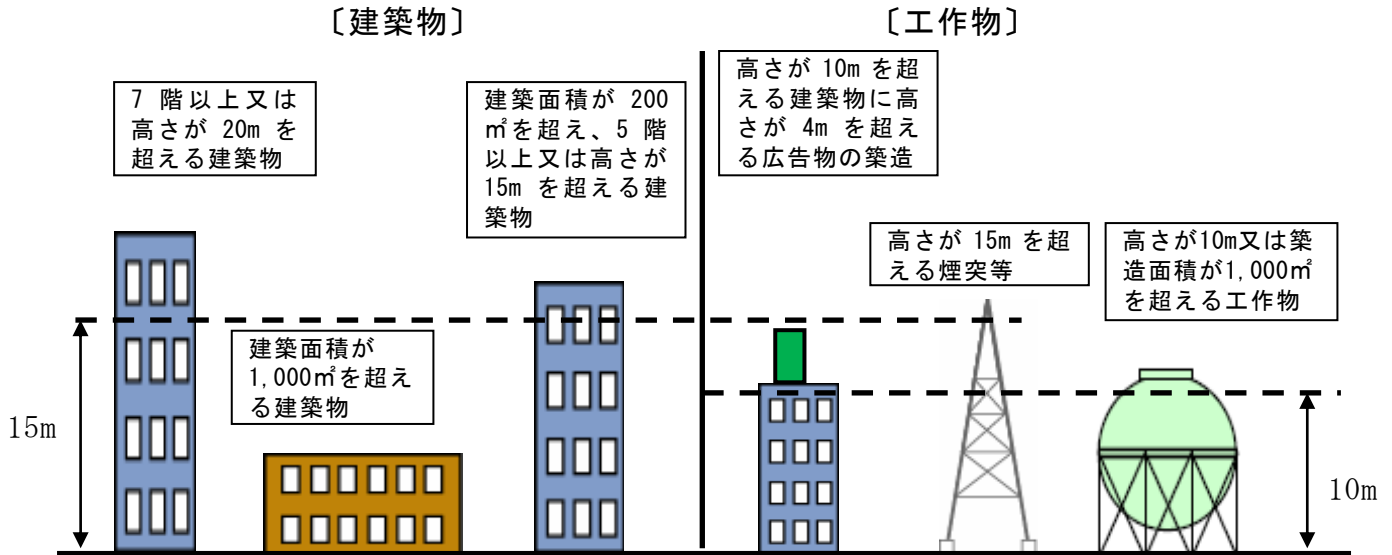
○ 景観計画区域と景観重点地区位置図（H25 年 3 月）



届出規模と景観形成基準について

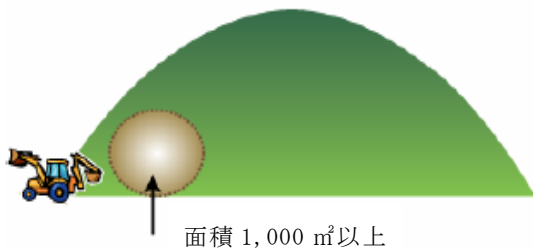
届出対象行為

■ 建築物及び工作物

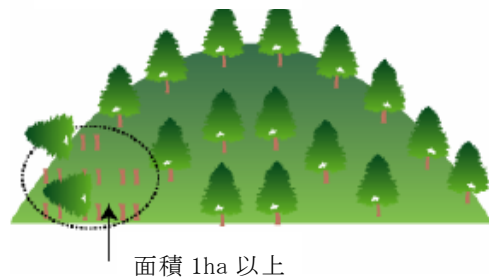


■ 開発行為、土地の開墾、木竹の伐採関係

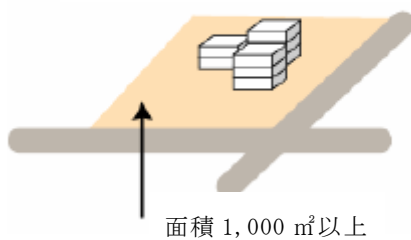
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更



木竹の植栽又は伐採



屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



【500 m² 以上の開発行為】

〈都市計画法第 4 条第 12 項〉

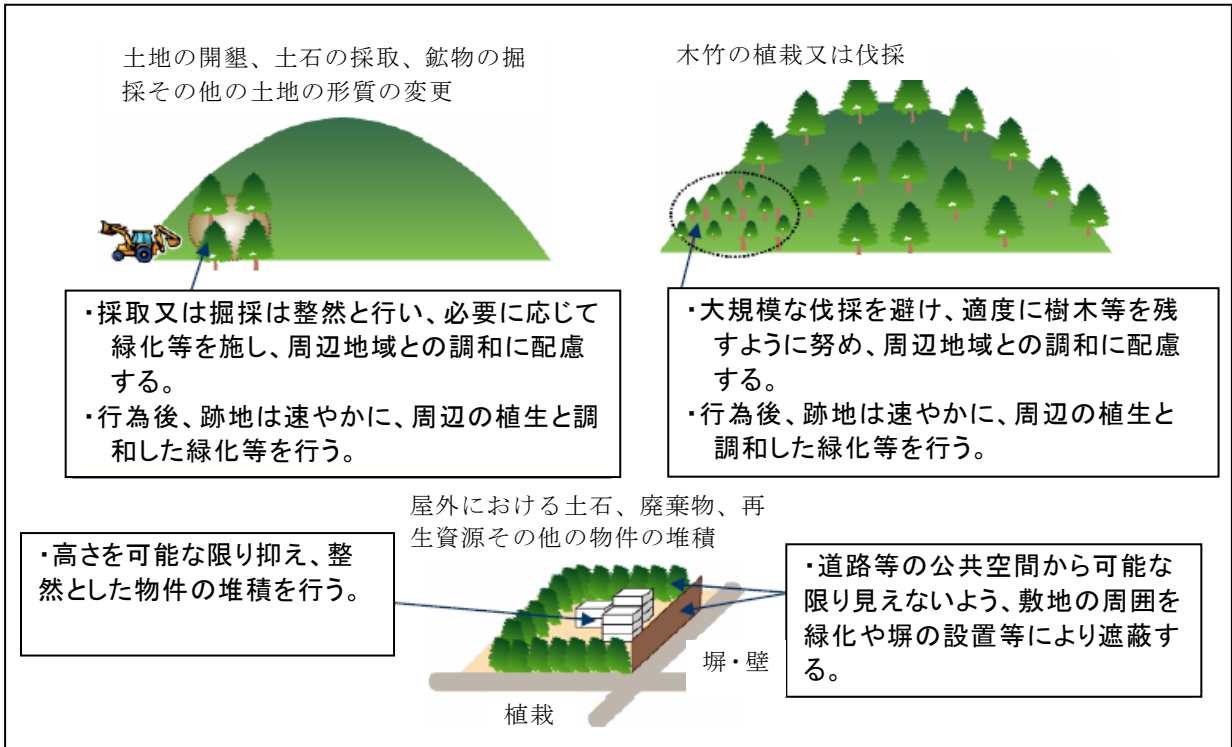
主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う行為

景観形成基準

■ 建築物及び工作物



■ 開発行為、土地の開墾、木竹の伐採関係



寝屋川市景観計画（別表 1）

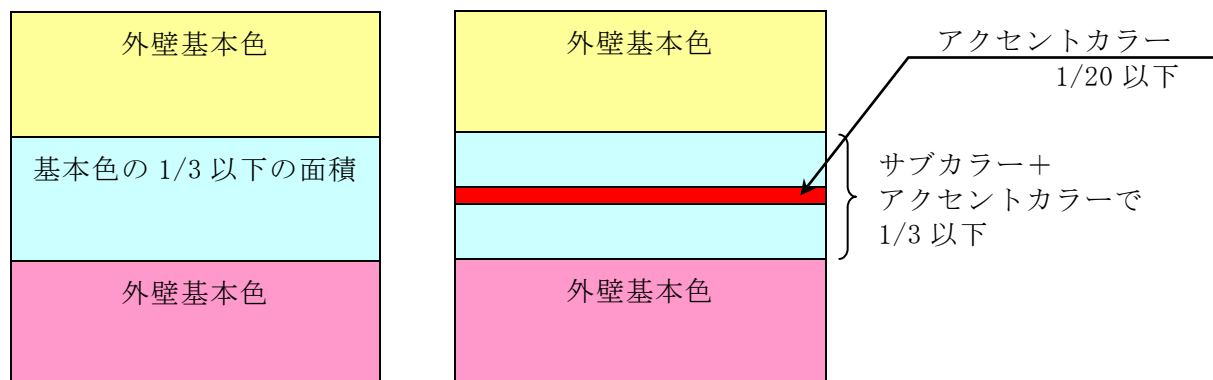
< 色彩基準 >

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相の場合、
彩度6 以下、明度2以上
- ②その他の色相の場合、彩度4 以下、明度2以上
※ JIS のマンセル表色系による

- ・ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
- ※外壁各面で1 / 3 以下の面積（2 / 3 は色彩基準範囲の規定に拠る）でサブカラーとして使用する場合。
（サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いる色調の近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。）
- ※外壁各面で1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合。
（アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1 / 3 以下とすること。）
- ※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合。
- ※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合。



○ 問い合わせ先

寝屋川市まち政策部まちづくり指導課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181（代表）

FAX 072-825-2618